

# A I 時代に対応する規制・制度改革の在り方

## 参考資料

令和 8 年 6 月 29 日

# OECDが提言するアジャイルで柔軟な規制の在り方

- OECDは2021年に公表した「Regulatory Policy Outlook」や「Recommendation of the Council for Agile Regulatory Governance to Harness Innovation」において、イノベーションや新たな技術等に対応するため、アジャイルで柔軟な規制の在り方を示している。

## OECDが「Regulatory Policy Outlook 2021」等において提言するイノベーションを促進する規制の在り方

### ● 行動規範・標準

法令のみで全てを細かく規定するのではなく、ガイドライン・行動規範・技術標準等を組み合わせて実務上の期待水準を明確化。

その中で、例えば、詳細な手続や技術仕様を細かく固定するのではなく、技術や事業モデルの変化が速い分野でも、規制内容が陳腐化するのを避けるため、規制によって達成すべき成果・性能・安全水準・政策目的に着目することが考えられる。

また、政府のみで一方向的に詳細な基準を定めるのではなく、業界団体・標準設定主体・事業者等を含む広範なステークホルダーの参画を得て役割を分担しながら、規制・基準や運用ルールを形成・実施。技術的知見を規制に反映しやすく、更新の機動性を高めることも考えられる。

### ● 中間評価・事後評価・見直し

規制導入後に終わりとするのではなく、途中段階での検証や施行後評価を制度的に行い、その結果に応じて規制の見直しを実施。規制の効果や副作用、技術変化への適合性を継続的に点検することにより、規制の硬直化を防ぐ。

### ● 期間限定の適用除外や規制サンドボックスのような実験的手法

既存規制を全面的に直ちに改正する前に、一定の条件の下で例外的・試行的な運用を認め、その結果を踏まえて制度の継続・改正・廃止を判断。新技術に対する過度な萎縮を避けつつ、実証を通じてリスクや実効性を確認。

# 海外における A I に関する規制・制度改革の在り方の事例

- 英国では、技術革新を抑制しないことを最優先とした柔軟かつ迅速な規制の在り方として、既存の法律の枠組みを活用した規制の具体化を行うとともに、各規制当局の調査等能力支援や規制のサンドボックス制度の活用、情報収集・分析の仕組みの整備などを進めている。

## 英国における「Pro-innovation approach」

- 英国政府は、2023年3月の A I 規制白書において、技術革新を抑制しないことを最優先とした柔軟かつ迅速な規制の在り方として、包括法を設けるのではなく、規制当局が安全性・透明性・公平性などの共通原則に沿って、各分野における既存権限の範囲内で A I 規制を具体化するという考え方を示す。
- その後、各規制当局に対してこのアプローチの実装を求めることにより、競争・市場や金融、情報保護、医療機器、通信などの分野で規制の方向性や適用の在り方が整理された。
- 2024年には、このアプローチによる各規制当局の対応が取りまとめられるとともに、各規制当局の調査等の能力向上のため、1,000万ポンドの政府横断的支援策を実施することを公表。
- 2024年以降、より成長志向の取組として、新たなガイダンス・政策の形成に向けた行政主導での課題探索を目的に、医療機器や金融といった分野ごとに A I に特化したサンドボックス制度等を設計・実施。
- 2026年1月には、イノベーションの障壁となっている規制を可視化するための相談・情報収集・分析の仕組みとして、企業が自社に関する情報をオンラインで提出する窓口を設置。得られた情報を横断的に分析することによって、経済成長において大きな障壁となっている規制や経済成長に向けて大きな効果を与える改革を特定・選別することとしている。

# 各規制改革関連制度の積極活用・活性化の必要性

●事業者が活用できる各規制改革関連制度については、革新的な技術等の実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することが極めて重要であると閣議決定されているが、実際には手続の長期化や活用実績の低迷などが見られるため、仕組みの改善などを通じて各制度の利活用を促進することが必要。

新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（令和3年6月22日閣議決定）

## 第一 新技術等実証及び新事業活動の意義

近年、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを活用した新たな事業が世界中で次々と生み出されている。国際的な競争優位を確保しつつ持続的な経済成長を図っていくためには、こうした技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させることが極めて重要である。

このため、生産性向上特別措置法に基づき、こうした新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）が創設された。（中略）  
廃止される特措法の下でのこうした実績を踏まえ、恒久法である産業競争力強化法に本制度を規定し、引き続き、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、事業化や規制改革を推進するものである。

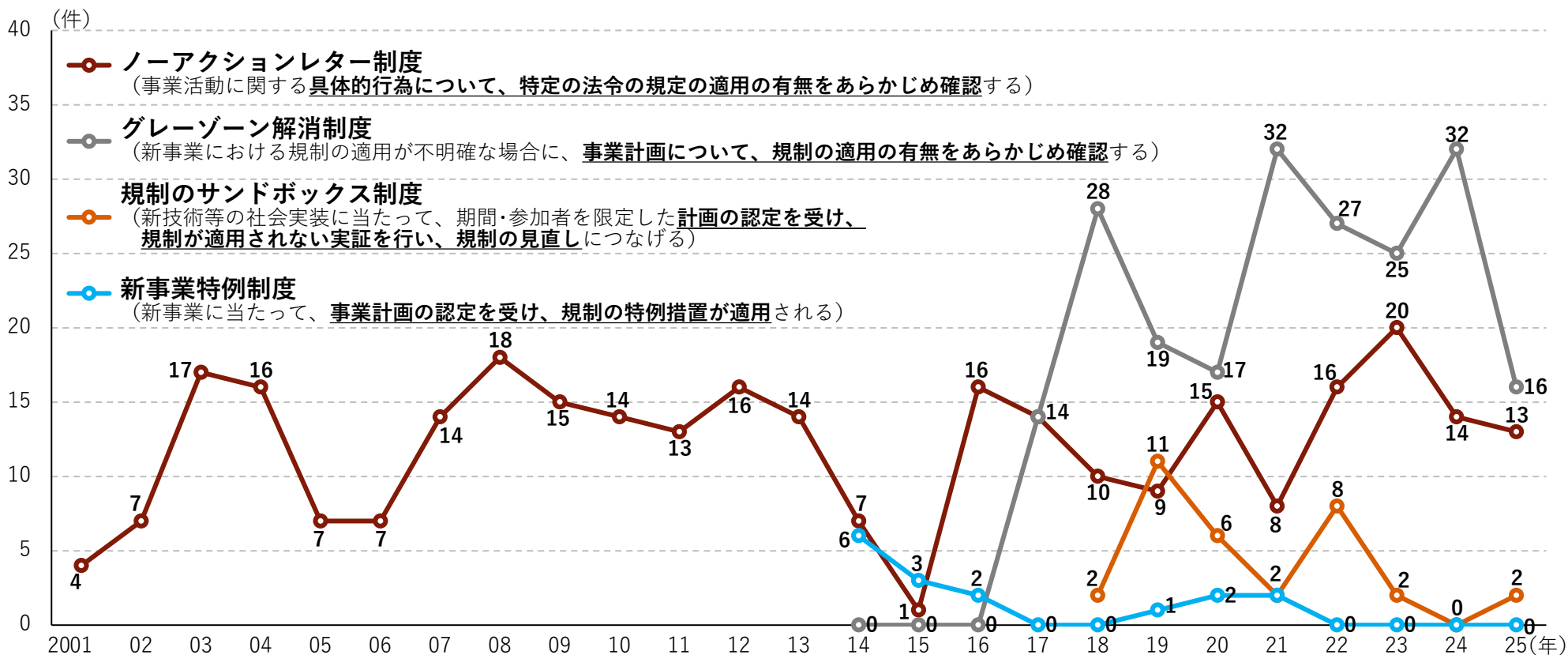
また、革新的な技術やビジネスモデルを活用した新事業活動をはじめとした新事業活動を更に促進するため、

- ・実施しようとする新たな事業活動が現行制度に照らして実施可能かどうか、あらかじめ適法性を確認する制度（いわゆる「グレーゾーン解消制度」）
  - ・新たな事業活動を実施しようとする者に規制の特例措置を認める制度（いわゆる「新事業特例制度」）
- を通じた早期の事業化や規制改革を推進するものである。

# 各規制改革関連制度の活用状況

●事業者等が新たな技術等の社会実装に当たって活用できる**規制改革関連制度には、活用実績が低迷している制度も見られる**。A Iなどの新たな**技術等の急速な進歩に対応するため**、国全体の規制改革のみならず、ニーズに対応する**事業者単位の規制改革の活用も促進**していくことが重要。

## 新たな事業等に当たって事業者等が活用できる規制改革関連制度の実績の推移

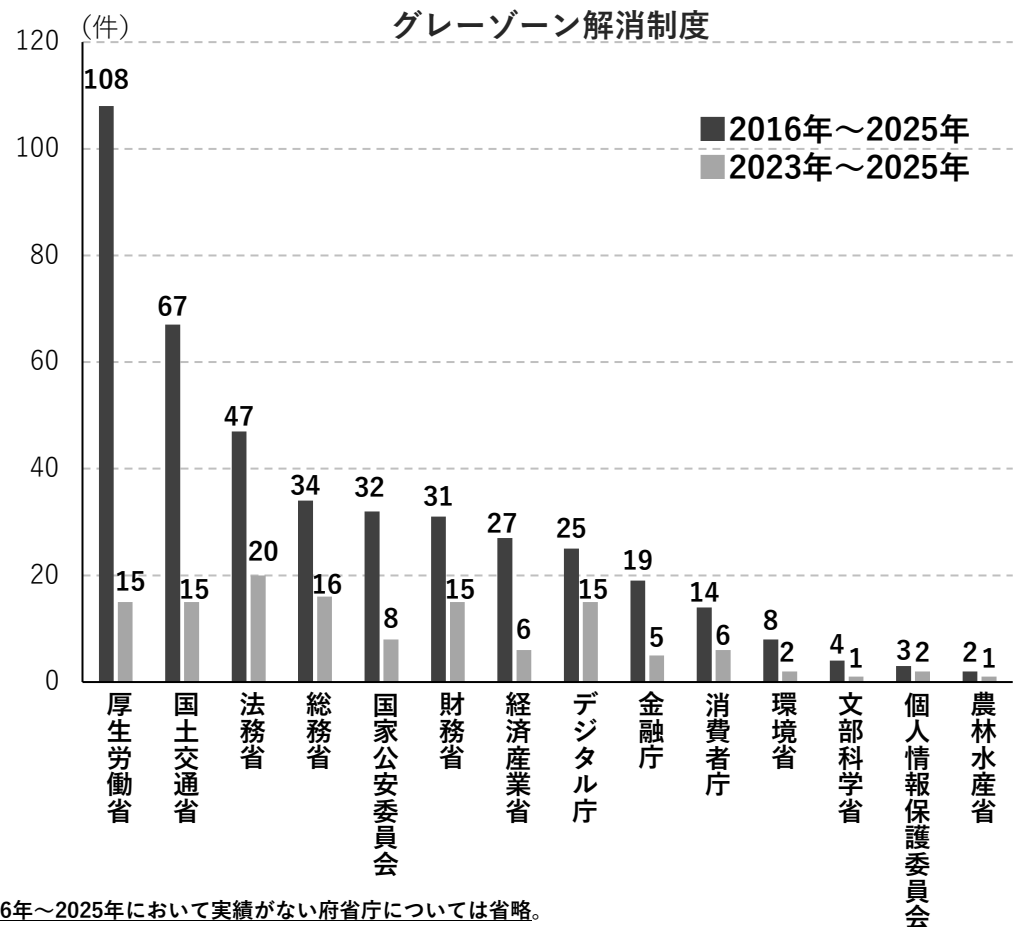
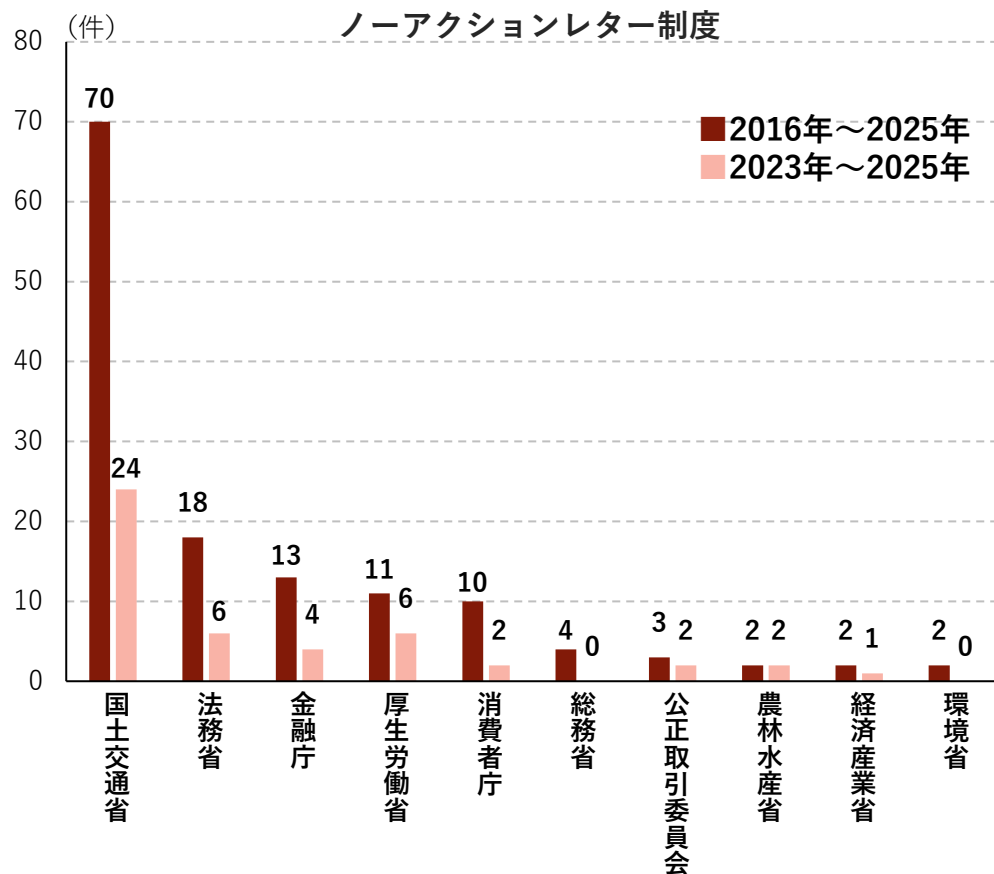


(備考) 令和8年3月31日時点で内閣府「規制改革ライブラリー」に掲載されている活用実績を集計。規制のサンドボックス制度においては、平成30年の制度創設以降、33件(152社)を認定(このうちA I関連の案件は1件のみ、規制改革につながった案件は3件)。新事業特例制度においては、平成26年の制度創設以降、16件(20社)を認定(このうちA I関連の案件は0件)。

# 各規制改革関連制度の活用状況

●各規制改革関連制度のうち、ノーアクションレター制度やグレーゾーン解消制度の活用実績は比較的多いが、実績を上げている規制所管府省庁は一部の府省に集中しており、活用を広げていくことが重要。

## 各規制改革関連制度の実績

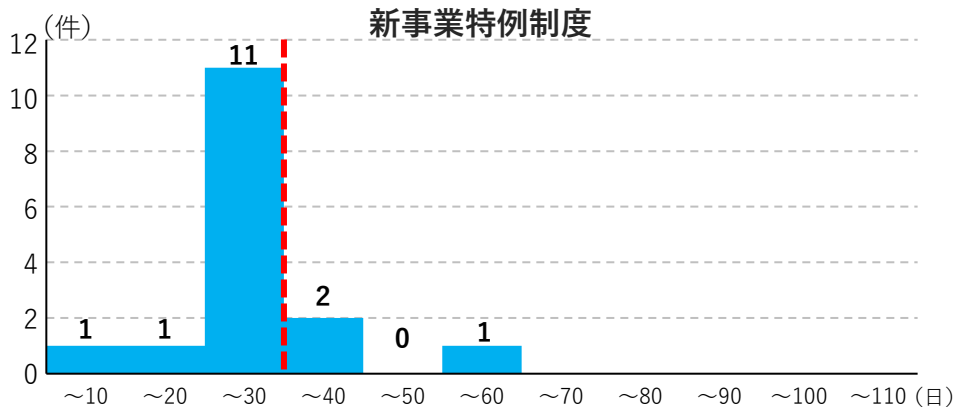
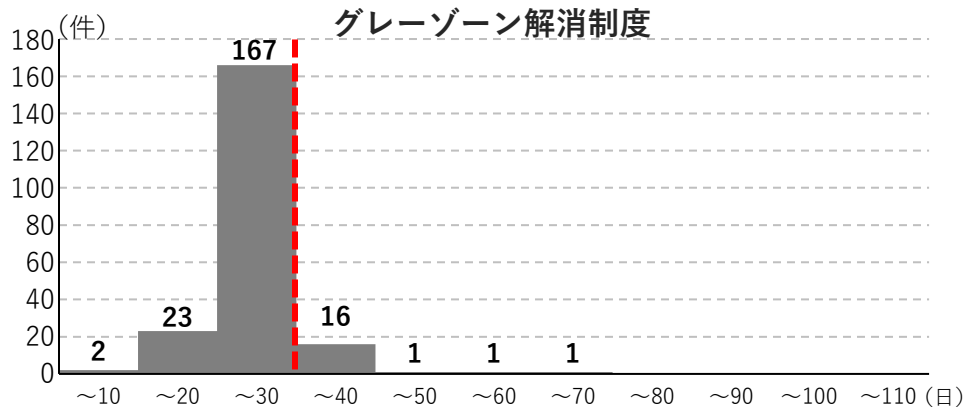
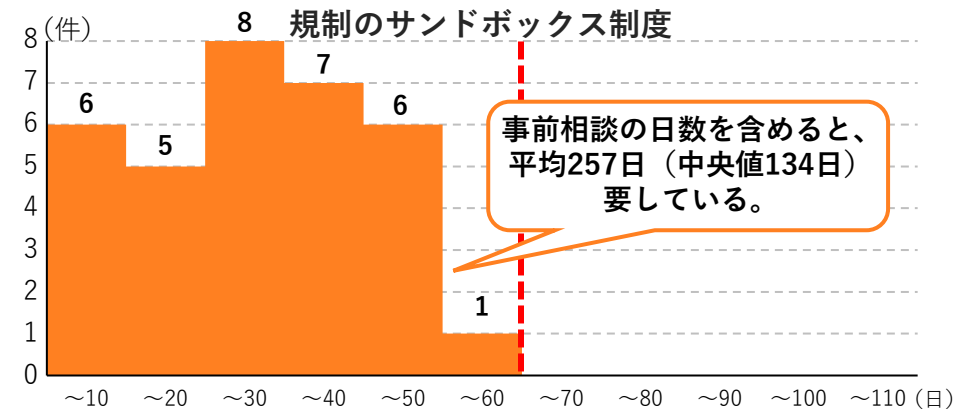
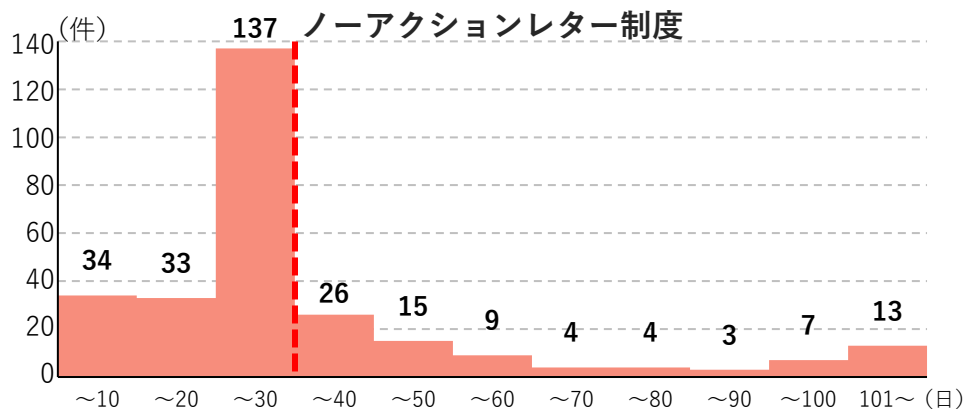


(備考) 令和8年3月31日時点で内閣府「規制改革ライブラリー」に掲載されている活用実績を集計。2016年～2025年において実績がない府省庁については省略。

# 各規制改革関連制度の活用状況

●規制のサンドボックス制度においては、事前相談に多くの日数を要している実態。 ノーアクションレター制度においては、照会から回答まで長期化している実績が見られる（事前相談に要している日数は実態不明）。

各規制改革関連制度において正式申請・照会から認定・回答までの日数

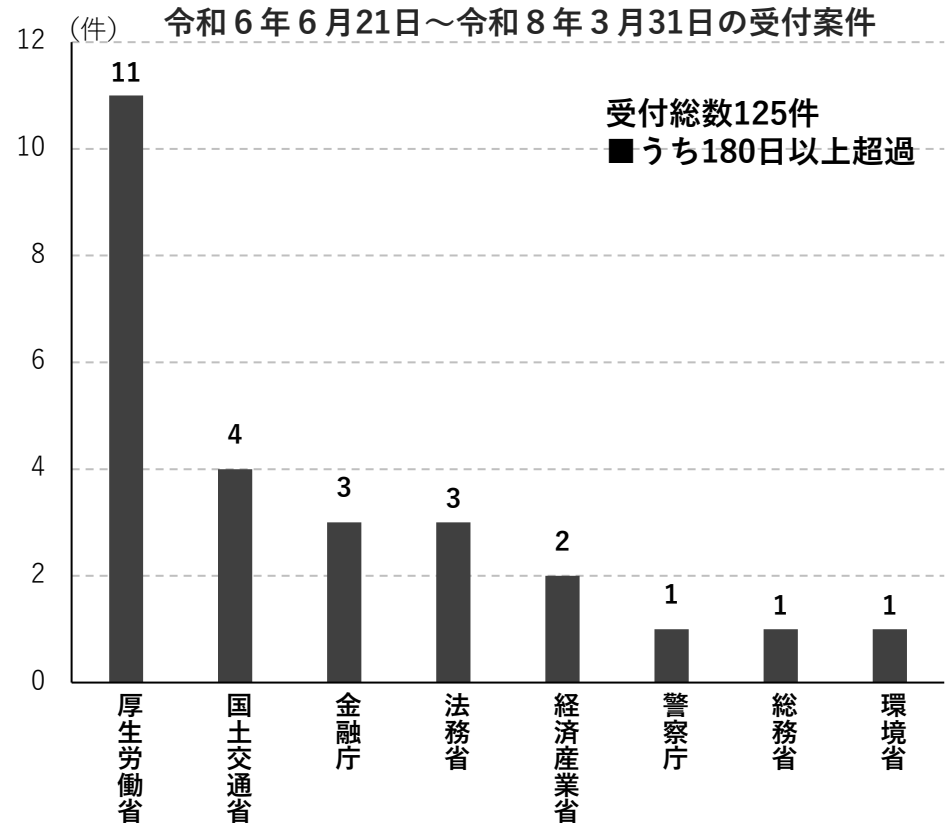
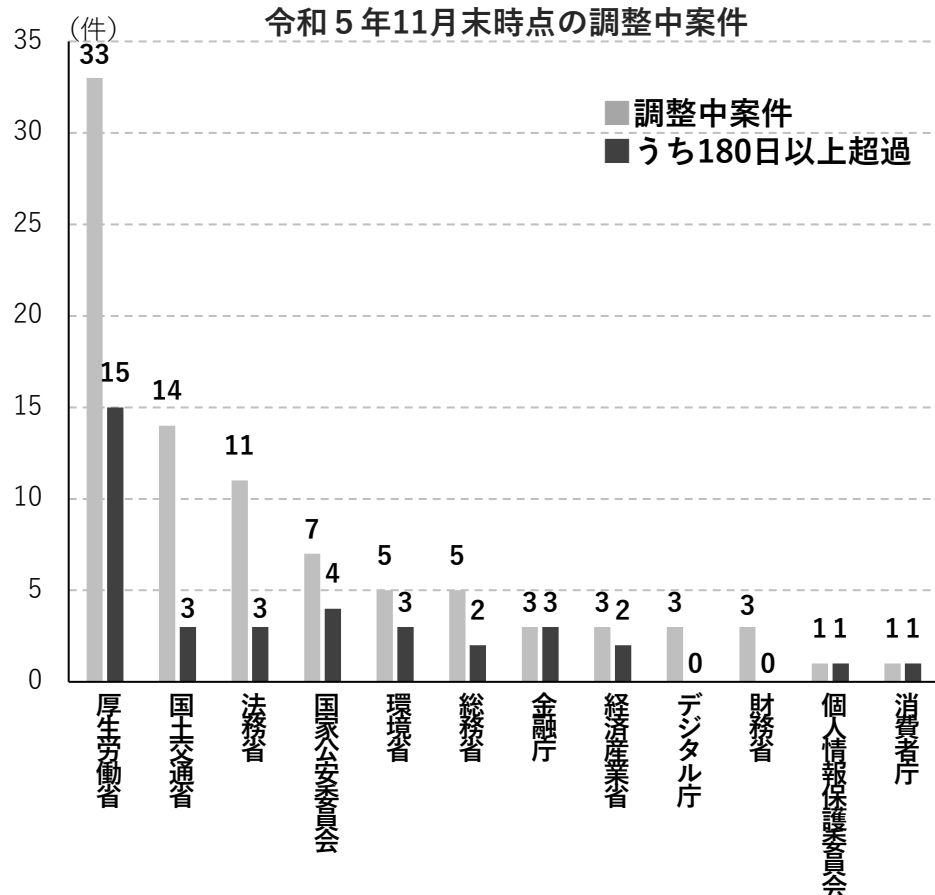


（備考）令和8年3月31日時点で内閣府「規制改革ライブラリー」及び内閣官房日本成長戦略本部事務局ウェブページに掲載されている活用実績を集計。正式申請・照会から認定・回答までの実績であり、事前相談の期間を除く。ノーアクションレター制度について、照会日が不明な実績は算入されていない。各規制改革関連制度においては正式申請・照会から原則1か月以内に認定・回答することとされているが、規制のサンドボックス制度においては原則2か月以内となっている。

# 各規制改革関連制度の活用状況

● グレーゾーン解消制度においても、令和5年時点で、事前相談の日数を含めれば、規制所管府省庁との調整を開始してから180日以上を経過した案件が4割にも上っていた。その後、令和6年規制改革実施計画において事前相談の受付件数を公表する仕組みを設けることで2割に改善。

## グレーゾーン解消制度の対応状況

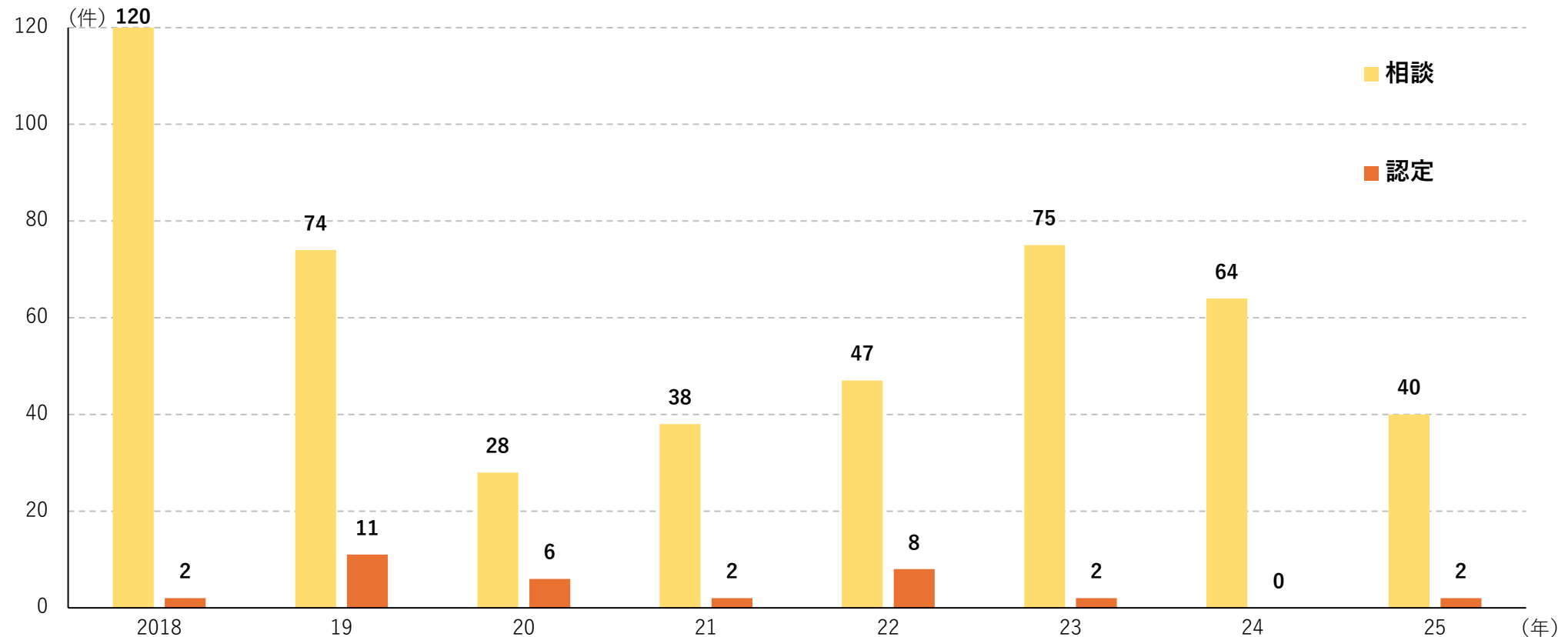


(備考) 左図：スタートアップ・投資ワーキング・グループ（令和5年12月12日）資料1により作成。  
右図：経済産業省「規制のサンドボックス制度、グレーゾーン解消制度及び新事業特例制度の活用実績」により作成。

# 各規制改革関連制度の活用状況

●規制のサンドボックス制度においては、認定に至る割合が極めて低い状況。  
(令和7年末時点で認定に至った割合は7%未満。)

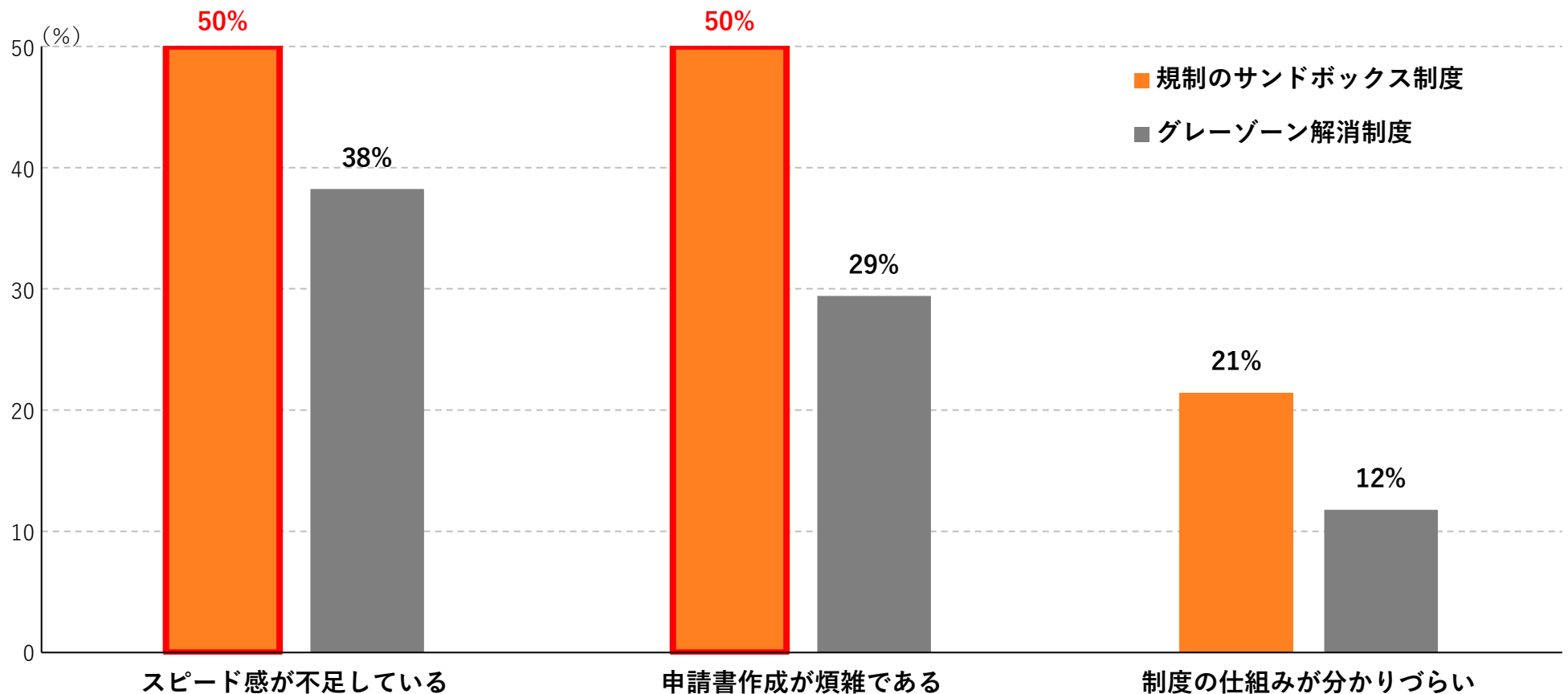
## 規制のサンドボックス制度の実績の推移



# 各規制改革関連制度の活用状況

●規制のサンドボックス制度においては、令和5年時点で、制度を利用した事業者の約半数がスピード感の不足や申請書作成の煩雑さを制度の課題として挙げている。

各規制改革関連制度における各課題に制度を利用した事業者が該当する割合



(備考) 経済産業省「規制改革による新規事業創造に向けた実態把握調査」(令和5年2月)により作成。当調査においては、規制のサンドボックス制度は認定を受けて実証を実施した・実施中の事業者(25社)、グレーゾーン解消制度は主務大臣から回答を得た事業者(回答内容が事業者の意向に沿わない回答であった者を除く121社)にアンケートを送付し、それぞれ14社・34社から回答が得られている。

# 規制のサンドボックス制度の在り方

- 海外では、特定の分野に特化した規制のサンドボックス制度を設計することで、迅速な実証を可能としている例が見られる。

## 海外における分野特化型の規制のサンドボックス制度の例

### ○ 英国

- ・ 医薬品・医療製品規制庁において医療機器分野、金融行為規制機構において金融分野など、分野ごとにA Iに特化したサンドボックス制度を設計・実施。
  - ・ 既存の規制・制度の見直しや事業者の社会実装ではなく、新たなガイダンス・政策の形成に向けた行政主導での課題探索が目的。
- (実証例) 放射線科レポートのA I生成、がん診療のプランのA I生成、臨床管理上の質問のA I回答

### ○ オーストラリア

- ・ 証券投資委員会において金融・信用分野のみで実施しており、審査・監督・条件設定が一元的。
  - ・ 事前に利用可能な条件等が明らかにされている制度を通知ベースで利用する形態であり、迅速に実証に入ることが可能。
  - ・ 申請要件・実証範囲・期限・公開される情報が明確。
- (実証例) 建設元請・下請間の即時キャッシュレス決済ソフト、暗号資産連動型の決済サービス

### ○ シンガポール

- ・ 金融管理局において金融分野のみで実施しており、審査・監督・条件設定が一元的。
  - ・ 過去に認定した案件と類似性の高い案件は、比較的少ない手続で実証できる仕組み（「サンドボックス・エクスプレス」、申請から認可までの期間を従来の数か月から21日以内に短縮）を導入。類型を定めて審査を高速化しており、迅速に実証に入ることが可能。
- (実証例) ブロックチェーン資本市場のプラットフォーム、保険仲介サービス

# 規制のサンドボックス制度の在り方

- EUでは、2024年に成立した「A I A c t」に基づき、各加盟国において、**A I に特化した規制のサンドボックス制度の実施**が予定されている。

## EU「A I A c t」における 規制のサンドボックス制度に関する規定（抄）

## EUにおけるA I 規制サンドボックスの取組状況

### 第57条 A I 規制サンドボックス

1. 加盟国は、その管轄当局が国内レベルで少なくとも1つのA I 規制サンドボックスを設置し、2026年8月2日までに運用を開始するよう確保しなければならない。当該サンドボックスは、他の加盟国の管轄当局と共同で設置することもできる。欧州委員会は、A I 規制サンドボックスの設置及び運用に関して、技術的支援、助言及びツールを提供することができる。第1項の義務は、参加する加盟国に対して同等の国内的適用範囲を提供する限りにおいて、既存のサンドボックスに参加することによっても履行することができる。

### 第58条 2. A I 規制サンドボックスの詳細な仕組みと運用

2. (a) A I 規制サンドボックスは、透明かつ公正な適格性及び選定基準を満たすA I システムの提供事業者又は提供予定事業者であれば誰でも利用可能であり、かつ、各国の所管当局は申請から3か月以内に申請者に対し決定を通知すること。  
(b) A I 規制サンドボックスは、広く平等なアクセスを可能にし、参加への需要に対応するものであること。  
(g) 申請、選定、参加及び退出に関する手続、プロセス及び行政上の要件が、法的・行政的な能力が限られているスタートアップを含む中小企業の参加を促進するため、簡素かつ容易に理解でき、明確に伝達されるものであり、また、断片化を回避するためにEU全域で合理化されていること。

### ○スペイン

…2025年4月に「A I A c t」に基づく初めてのA I 規制サンドボックスとして、44件の申請から以下など12件を選定。

- ・銀行取引データに基づく信用格付け・支払不能リスク分析
- ・自動販売機等での年齢確認
- ・混雑・動的環境での顔認識型高性能監視
- ・求人要件と候補者履歴書の適合性ランキング
- ・フリーランス人材と企業プロジェクトのマッチング
- ・重要交通インフラのリアルタイム監視
- ・機械オペレータにおける標準作業指示書の確認支援
- ・睡眠問題の支援・予防・治療
- ・臨床モニタリングの自動化
- ・代謝疾患の予防

### ○デンマーク

…2024年3月にA I 向けの規制サンドボックスを設置し、以下を選定。今後「A I A c t」に基づく制度に拡張予定。

- ・保険事故の傷害案件で医師が使用する医療記録等の文書の構造化・要約
- ・健康・介護職員による記録の音声入力に基づく、要約版の生成や正確な記録の作成

# 規制・制度改革を検討する際の議論の在り方

- 審議会等については、中央省庁等再編に当たり、最終的な政策決定は内閣又は国務大臣の責任で行うことを踏まえ、議論に期限を設けることや、全委員の一致した結論をあえて得る必要はないことなど、運営の改善が求められている。

## 審議会等の運営に関する指針（抄）

（審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定））

### 3. 議事

#### （2）基本的な政策の審議及び答申

基本的な政策を審議する審議会等は、有識者等の高度かつ専門的な意見等を聴くため設置されるものであり、行政府としての最終的な政策決定は内閣又は国務大臣の責任で行うものであることを踏まえ、審議及び答申を行うに際しては、次の点に留意するものとする。

- ① 諮問権者は諮問に当たっては、諮問事項に応じて、検討が必要な項目、問題点等をあわせ示すことにより、効率的な審議が行えるようにするとともに、諮問事項の内容により、必要に応じて、答申期限を設けることとし、審議会等はその期限内に答申を行うよう努めるものとする。
- ② 審議状況は適時諮問権者に報告することとし、必要に応じて、諮問権者は自らの意見を審議会等に述べることとする。
- ③ 審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする。

# 急速な技術進歩に対応する制度改革の事例

●技術等が急速に進歩する A I に対応する制度改革においては、短期間での検討が行われたり、その後も A I の機能向上に伴う随時の見直しが行われている。

## 短期間での検討を実現した A I に関する制度改革

### A I 事業者ガイドライン検討会（総務省・経済産業省）

#### 概要

発展した A I 技術の特徴や国内外における A I の社会実装に係る議論を反映し、事業者が A I の社会実装とガバナンスを共に実践するためのガイドラインを策定するための有識者会議。

#### スケジュール

- 2023年10月31日 第1回検討会  
(この間、約3か月弱)
- 2024年1月19日 A I 事業者ガイドライン案 決定  
(その後1か月間、パブリックコメントを実施)
- 2024年4月19日 同ガイドライン第1.0版 決定  
(この間、約7か月)
- 2024年11月22日 同ガイドライン第1.01版 決定  
(この間、約4か月)
- 2025年3月28日 同ガイドライン第1.1版 決定

### デジタル社会推進会議幹事会（デジタル庁）

#### 概要

デジタル社会推進会議令に基づき置かれた各府省庁官房長の会議。政府内における生成 A I の利用に関する申合せや、同申合せや A I 事業者ガイドライン等を踏まえ 政府内で利用する生成 A I の機能性等についてのガイドラインを策定。

#### スケジュール

- 2023年5月8日 ChatGPT等の生成 A I の業務利用に関する申合せ 決定  
(この間、約4か月)
- 2023年9月15日 同申合せ第2版 決定  
(この間、約1年6か月)
- 2025年3月25日 同申合せ第2.1版 決定  
(この間、2週間のパブリックコメントを含め、約2か月)
- 2025年5月27日 行政の進化と革新のための生成 A I の調達・利活用に係るガイドライン 決定

# A I の活用に関する規制・制度改革の検討において参考となる原則

- 令和7年2月のA I戦略会議・A I制度研究会の取りまとめでは、イノベーション促進とリスクへの対応の両立を確保するため、**法令とガイドライン等のソフトローを適切に組み合わせ、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限定すべき**ことなどの考え方が整理されている。

## A I戦略会議・A I制度研究会中間とりまとめ（令和7年2月4日）（抜粋）

### II. 制度の基本的な考え方 3. イノベーション促進とリスクへの対応の両立（2）法令の適用とソフトローの活用（略）

**法令に基づく罰則がある場合**には、公的機関が何かしらの強制力を発動することが可能であり、規律の実効性の確保が得られやすいという利点がある一方で、**規制を行った分野の発展を阻害する可能性があるほか、国民の権利利益に影響を及ぼす規制が明確である必要があることに鑑み、その範囲を検討するには一定の時間を要するため、柔軟性に欠けるといった欠点がある。**その他、**罰則を伴わない法令であっても、法令に事業者の義務や責務が明記されること自体によって国内外の事業者に対し規律を働かせ、一定の実効性を確保することが可能**である。

他方、**ガイドライン等のソフトローには、国際情勢や最新技術の動向に合わせた迅速かつ柔軟な対応が可能であり、イノベーションに与える負の影響が少ない**という利点がある。一方で、ソフトローでは事業者等の自主的な対応に頼らざるを得ない可能性がある。一般的に、我が国の企業等は法令遵守の意識が高いとされており、**新たな規制が制定された場合、当該規制の遵守を意識するあまり、新たな研究開発やサービスの開発・展開を必要以上に躊躇する可能性がある。技術の発展やサービスの変化が急速なA Iの分野において、過度な規制により研究開発やサービスの開発・展開を抑制してしまうことは、将来にわたって我が国の国際競争力を損なう危険性ははらむものである。**そのため、**新たな制度を検討・導入するにあたってはイノベーションに与える影響を十分に留意**する必要がある。

上記の観点から、**イノベーション促進とリスクへの対応の両立を確保するため、法令とガイドライン等のソフトローを適切に組み合わせ、基本的には、事業者の自主性を尊重し、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限定**して対応していくべきである。

また、**既存の個別の法令の存在する領域においては、A Iが各領域で様々な用途で利用され始めており、権利利益の保護の必要性が生じる場面もA Iの用途に応じて異なることから、まずは当該法令の枠組みを活用しつつ対応すべきである。**その上で、そのような領域以外に関して新たな制度を創設する場合も含め、仮に**法律上の規制による対応を行う場合には、事業者の活動にもたらす影響の大きさを考慮しつつ、後述するA Iのもたらすリスクを踏まえた上で、真に守る必要のある権利利益を保護するために必要な適用内容とすべき**である。その際、**政府と事業者との役割分担を意識した上で、何が規制の対象となり、事業者の活動はどこまで許容されているのかといった線引きを明確化**することが重要である。

（略）

また、**広く事業者一般を対象とする制度を検討する際には、スタートアップ企業も含め、どのような規模の事業者であっても対応可能なものとなるよう、制度への対応に伴う事業者の負担を考慮する必要がある。**

# A I の活用に関する規制・制度改革の検討において参考となる原則

- 令和7年12月に人工知能戦略本部が決定した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」では、A I の活用等において適正性を確保するために考慮すべき考え方や方針などが整理されており、A I の活用に関する規制・制度改革の検討において参考とすべき原則の一つとなっている。

## 人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針(令和7年12月19日人工知能戦略本部決定)(抄)

### 1 我が国における適正性確保に関する基本的な考え方

- (1) 本指針の位置付け
- (2) 本指針における適正性確保の考え方(人間中心、公平性、安全性、透明性、アカウントビリティ、セキュリティ、プライバシー・個人情報、公正競争、A I リテラシー、イノベーション)
- (3) 適正性確保のための基本方針
  - ①リスクベースでのアプローチ ②ステークホルダーの積極的な関与 ③一貫通貫でのA I ガバナンスの構築
  - ④アジャイルな対応

A I の技術進歩の速さや、予見可能性、説明可能性が十分でないことを踏まえ、変動し得るリスクに対して **P D C A サイクルを回しながら、柔軟・迅速(アジャイル)に対応**し、A I ガバナンスの成熟度を高めていく。

### 2 研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項

- (1) A I ガバナンスによる俯瞰的な適正性の確保 (2) ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた透明性の確保
- (3) 十分な安全性の確保 (4) 事業継続性確保による安全な環境の維持
- (5) A I のイノベーションの基盤となるデータの重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮

### 3 国及び地方公共団体が特に取り組むべき事項

- (1) A I の積極的かつ先導的な活用によるイノベーションの促進 (2) 社会全体におけるA I リテラシーの向上
- (3) A I ガバナンスの在り方の検討

本指針及び各種ガイドライン等も、A I の技術進歩による社会の変化をとらえ、アジャイルかつ継続的に見直す。

この際、各種ガイドライン等は、本指針の趣旨と整合するとともに、事業者、国民等にとってわかりやすいものとなるよう、適宜、点検・見直しを行う。

- (4) 行政としてのアカウントビリティを果たすこと

### 4 国民が特に取り組むべき事項

- (1) 人間中心の原則に基づくA I の責任ある利用 (2) A I リテラシーに基づく適切な利用

# 柔軟な更新に対応できる制度改正の推進

- 一部の電気・通信関連の**法律において、具体的な技術基準を政省令に委ねつつ確保すべき事項を示している事例**が存在。ソフトローを活用するほか、法律制定・改正が必要な場合には、例えば「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」（令和7年12月19日人工知能戦略本部決定）の「適正性確保の考え方」の「考慮すべき要素」などを、こうした確保すべき事項の規定の参考とすることなどにより、**急速に進歩する新たな技術等の動向や社会実装の状況など踏まえた柔軟な更新に対応できる制度としていく。**

## 柔軟な更新を前提とする法律の規定として参考となる事例 A I 関連技術開発・活用の適正性確保において考慮すべき要素

### 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（略）を**総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。**

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（略）を**総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。**

3 第百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者は、その第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（略）を**総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。**

（略）

6 **第一項から第三項まで及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。**

一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。

三 通信の秘密が侵されないようにすること。

四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

※同法52条や電気事業法39条、放送法111条・121条・136条にも同様な形態の規定あり。

### ●人間中心

- ・人間の尊厳や基本的人権を尊重すること。また、法令を遵守すること。
- ・誰もがA Iの恩恵を享受できるよう、多様性、包摂性を尊重し、多様な人々の幸福の追求による包摂的な成長を目指すこと。
- ・A Iを活用する範囲や条件については、人間自らが最終的な判断を行うこと。

### ●公平性

- ・A Iの活用によって、社会に不当な偏見や差別を生じさせたり、助長したりしないこと。

### ●安全性

- ・A Iの活用によって、生命、身体、財産等に危害を及ぼさないようにすること。

### ●透明性

- ・A Iに対する信頼性が向上するよう、必要かつ技術的に可能な範囲での情報の開示、事後的な検証可能性の確保等により、透明性を適切に確保すること。

### ●アカウントビリティ

- ・A Iがもたらす社会的影響を踏まえ、責任の所在の明確化、責任を果たすための仕組みの構築等により、技術的、制度的、社会的観点からアカウントビリティを合理的な範囲で果たすこと。

### ●セキュリティ

- ・不正な操作によるA Iの意図しない動作や停止をはじめとするA Iのセキュリティ上のリスクを低減させるよう、A Iのセキュリティを適切に確保すること。

### ●プライバシー・個人情報

- ・取り扱うデータの重要性等に応じてプライバシーを尊重し、適切に保護すること。また、個人情報保護法等関連法令を遵守すること。

# 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）における主な実施事項①（概要）

2. スタートアップの更なる成長（1）規制改革関連制度の連携強化

## 2 規制改革関連諸制度間の連携

- a 規制・制度所管府省庁は、新技術等実証計画の認定及び新事業活動計画の認定について、その制度趣旨が「新技術等又は新事業活動等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえ、実施者からの報告を受領後、検討を遅滞なく行い、その結果に基づき講ずることとした法制上の措置その他の措置の内容を各制度の事務局（規制のサンドボックス制度については内閣官房、新事業特例制度については経済産業省）に通知する。各制度の事務局は、当該対応措置等について内閣府（規制改革推進室）に通知することとし、規制改革推進会議は、新技術等効果評価委員会によるフォローアップの状況も踏まえつつ、必要と認める場合、当該対応措置等に関する調査審議を行う。
- b 規制改革推進会議は、要望者による新事業特例制度又は規制のサンドボックス制度を利用した検討を、各制度の事務局に要請することができる。この場合において、当該事務局は、規制改革推進会議における検討状況も踏まえつつ、必要と認める場合、当該要請への対応を行う。
- c 内閣府（地方創生推進事務局）は、国家戦略特別区域の認定区域計画の進捗状況の定期的な評価の結果を、規制改革推進会議に通知する。規制改革推進会議は、当該評価の結果における認定区域計画の進捗状況も踏まえつつ、全国展開が未了である特例措置について、必要と認める場合、規制の特例措置の全国展開に関する取組状況等について調査審議を行う。
- d 内閣府（地方創生推進事務局）は、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による評価及び構造改革特別区域推進本部において決定された評価に関する対応方針の内容を、規制改革推進会議に通知する。規制改革推進会議は、同対応方針を踏まえた規制・制度所管府省庁の検討状況も踏まえつつ、必要と認める場合、規制の特例措置の全国展開に関する取組状況等について調査審議を行う。
- e 内閣府（地方創生推進事務局）は、総合特別区域評価・調査検討会による評価結果を規制改革推進会議に通知する。規制改革推進会議は、同評価結果も踏まえつつ、必要と認める場合、規制の特例措置の全国展開に関する取組状況等について調査審議を行う。
- f 規制改革推進会議は、規制・制度改革に関する個別具体の規制改革事項を審議する過程において、地方公共団体や民間事業者等の要望者の意向等を勘案して、規制・制度改革事項に関する検討を適切に推進する観点から、国家戦略特別区域・構造改革特別区域制度を利用することが望ましいと考えられる場合、当該事項について、いずれかの制度を利用した検討を求める旨を内閣府（地方創生推進事務局）に通知する。

# 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）における主な実施事項②（概要）

## 3 グレーゾーン解消制度等の透明性向上

- a 規制・制度所管府省庁は、グレーゾーン解消制度の実効性を確保し、グレーゾーン解消制度の照会を行おうとする事業者からの「相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする」とされていることを踏まえ、事業所管省庁と連携し、事業者からの質問・相談に対して、照会書のブラッシュアップや進捗状況の共有等を含め、情報提供及び助言を適切かつ迅速に行い、相談開始から3か月を目処に回答案を示すことを目標とする。また、その透明性を向上させる観点から、毎年度5月中にグレーゾーン解消制度に基づく前年度までの、①事前相談の受付件数、②事前相談の受付件数のうち、規制・制度所管府省庁への相談開始から6か月を経過した件数、③照会件数、④回答件数を経済産業省に報告する。経済産業省は、①～④の情報を内閣府（規制改革推進室）に通知するとともに、経済産業省HPで公開する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、関係府省庁からの聴取の実施その他の必要な措置を講ずる。
- b 経済産業省は、「新たな事業活動を行おうとする事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、あらかじめ規制の適用の有無を確認することにより、安心して新事業活動を行うことができる」とのグレーゾーン解消制度の趣旨を徹底する観点から、グレーゾーン解消制度に基づく照会及び回答内容によって、照会者又は第三者が受けうる影響を申告する窓口を設けることとし、当該窓口において受け付けた意見・要望を規制改革推進会議に報告する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、当該回答に係る規制・制度改革に関する調査審議を行うものとする。
- c 規制・制度所管府省庁は、地方公共団体にのみ結論を委ねるような回答は行わないものとする。また、規制・制度所管府省庁が、グレーゾーン解消制度の趣旨に反し、自らの回答責任を回避するような回答を行った場合には、照会者が上記bの窓口で申告できることとし、当該窓口において受け付けた意見・要望を規制改革推進会議に報告する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、当該回答に係る規制・制度改革に関する調査審議を行うものとする。
- d 規制・制度所管府省庁は、裁判所や捜査機関に結論を委ねるような回答は行わないものとする。また、規制・制度所管府省庁が、グレーゾーン解消制度の趣旨に反し、自らの回答責任を回避するような回答を行った場合には、照会者が上記bの窓口で申告できることとし、当該窓口において受け付けた意見・要望を規制改革推進会議に報告する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、当該回答に係る規制・制度改革に関する調査審議を行うものとする。
- e 規制・制度所管府省庁は、ノーアクションレター制度に基づく照会及び回答内容を当該規制・制度所管府省庁のHPに一覧性を確保して公開するとともに、毎年度5月中にノーアクションレター制度に基づき前年度に行った、①照会件数、②回答年月日、③未回答の照会のうち、照会の受付から6か月を経過したものの照会概要を総務省に報告する。総務省は、①～③の情報を内閣府に通知するとともに、総務省HPで公開する。
- f 総務省は、ノーアクションレター制度について、同制度とグレーゾーン解消制度との異同を明確化した上で両制度の一体的な運用等を含め検討すべきであるとの意見を踏まえ、制度・運用の在り方を検討する。